

行政運営改善調査の実施

総務省行政評価局では、行政評価等プログラムに基づき、令和4年10月から以下のテーマについて調査を実施します。

○ ため池の防災減災対策に関する行政評価・監視

ため池の決壊による被害の防止に向けた防災工事の適切な実施と住民への迅速な情報提供の実現を促進する観点から、地方公共団体におけるため池の防災減災の取組の実態や国の支援状況等を調査

○ 「ごみ屋敷」対策に関する実態調査

地方公共団体における「ごみ屋敷」事案やその対応について、それらに活用できる制度・事業の提示などの支援を通じ、「ごみ屋敷」事案の解決及び周辺生活環境の改善を促進する観点から、国及び地方公共団体における「ごみ屋敷」事案の実態やその対策に関する取組状況等を調査

(連絡先)

<ため池の防災減災対策に関する行政評価・監視>
総務省行政評価局評価監視官(農林水産、防衛担当)
担当: 中村
電話: 03-5253-5439(直通)

<「ごみ屋敷」対策に関する実態調査>
総務省行政評価局評価監視官(連携調査、環境等担当)
担当: 藤川
電話: 03-5253-5485(直通)

<調査全般について>
総務省行政評価局総務課
担当: 中澤
電話: 03-5253-5407(直通)

E-mail: <https://www.soumu.go.jp/form/hyouka/i-hyouka-form.html>

○ため池の防災減災対策に関する行政評価・監視

- 地方公共団体におけるため池の防災・減災の取組の実態や課題を把握し、豪雨被害等の防止に向けた、ため池の防災工事の適切な実施と住民への迅速な情報提供の実現を促進する。
 - 近年、豪雨等により、ため池が決壊する事例が頻発しており、人的被害も発生していることから、ため池の防災工事（廃止工事を含む）の実施が喫緊の課題となっている。
 - ※ 平成30年7月豪雨：32か所決壊（死者1名、負傷者4名）
令和元年東日本台風：14か所決壊（117か所損傷） 令和2年7月豪雨：2か所決壊（14か所損傷）
 - 令和元年7月に「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」、2年10月に「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」が施行され、ため池の所有者等による防災工事の実施、都道府県による防災工事の代執行、市町村によるハザードマップ作成等の規定が整備された。また、農林水産省は、ため池に関するガイドライン等の作成や、ため池の防災工事に対する国庫補助等の支援を行っている。
 - これらに基づき、ため池の防災工事等の取組が進められている一方、①所有者等の同意が得られないため池の防災工事の実施に苦慮している、②ため池決壊に係る避難情報の発令準備や、ため池ハザードマップの作成・周知等について十分に対応できていない地方公共団体がある。

主要調査事項

- ため池の防災対策の実施状況
 - ・ 防災重点農業用ため池の指定状況
 - ・ ため池の劣化状況評価等、防災工事の実施状況
 - ・ 国の支援状況
- ため池の減災対策の実施状況
 - ・ ため池に係る避難情報の発令準備等
 - ・ ため池ハザードマップの作成状況等
 - ・ 国の支援状況

主要調査対象

調査対象機関

農林水産省、内閣府、国土交通省

関連調査等対象機関

都道府県、市町村

調査実施期間

令和4年10月～5年9月（予定）

○ 「ごみ屋敷」対策に関する実態調査

- 地方公共団体における「ごみ屋敷」事案やその対応を明らかにするとともに、それらに活用できる制度・事業の提示などの支援を通じ、ごみ屋敷事案の解決及び周辺生活環境の改善を促進する。

- 建築物やその敷地に物品が堆積された、いわゆる「ごみ屋敷」が社会問題化し、悪臭や害虫、堆積物の崩落、あるいは火災が発生するなど、周辺住民の生活環境に支障を及ぼす事案が各地で見られる。
※ （公財）日本都市センターが全国の市と特別区に対して行ったアンケート調査（平成30年1月）によれば、把握・対応中の「ごみ屋敷」事案は、250市区で1,920件に上る。
- 「ごみ屋敷」事案に直接対応する法律・制度はなく、国は、「ごみ屋敷」事案の地方公共団体の認知等の状況についてのアンケート調査を実施しているのみで具体的な支援策を示していない。
※ 一部の地方公共団体では、「ごみ屋敷」事案に対応するための仕組み（調査権、指導・勧告・命令権、罰則等）を規定した、いわゆる「ごみ屋敷条例」を制定している。
- その一方で、「ごみ屋敷」事案への対応は、堆積するごみの排出にとどまらず、居住者への福祉的支援（介護、生活保護等）が必要な場合が多く、それらを居住者が拒否する、一度ごみを排出しても再発するなど地方公共団体が対応に苦慮する事案があり、国の支援を期待する意見も聴かれる。

主要調査事項

- 「ごみ屋敷」事案の実態
 - ・ 市・特別区における「ごみ屋敷」事案の把握状況
 - ・ 市・特別区における「ごみ屋敷」対策に関する取組状況
- 国における「ごみ屋敷」対策に関する取組状況
 - ・ 「ごみ屋敷」対策に関する取組状況
 - ・ 「ごみ屋敷」対策に関連する事業の実施状況

主要調査対象

調査対象機関

環境省、厚生労働省、総務省、国土交通省

関連調査等対象機関

市・特別区、都道府県、関係団体等

調査実施期間

令和4年10月～5年9月（予定）